

「高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援制度」実施要領

(目的)

第1条 高知県では、デジタル技術等を活用したヘルスケア分野の新製品やサービスの事業化や関連企業の育成と誘致を進めることで、県内にヘルスケア産業を創出し、新たな雇用の創出や外商の拡大につなげるとともに地域課題を解決すること等を目的に、「高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）に取り組んでいる。このプロジェクトの一環として、産学官金が連携して、県内外の企業が取り組む新製品やサービスの開発から事業化までを伴走支援する「ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援制度」（以下、「本制度」という。）を構築する。なお、支援制度を利用して事業化を目指す企業の取組を「プロジェクト支援案件」とし、事業化を目指す取組がプロジェクト支援案件に決定した企業を「プロジェクト支援企業」とする。

(プロジェクト支援案件の決定)

第2条 県は、プロジェクトの一環で実施するマッチングや交流イベント等に参加した企業等から、様式1「プロジェクト支援申請書」の提出があり、県がプロジェクト支援案件としての要件を満たしていると判断した案件は、プロジェクト支援案件として決定することができる。

(プロジェクト支援決定の通知)

第3条 県は、前条の規定により、プロジェクト支援企業に対して、様式2「プロジェクト支援決定通知書」により通知する。

2 支援決定の通知を受けた企業は、様式3「誓約書兼同意書」を県に提出する。

(支援内容)

第4条 県は、プロジェクト支援案件に対して、次に掲げる支援を行う。

- (1) 実証フィールドの確保支援
- (2) 県内の高等教育機関の協力による研究開発支援
- (3) 法規制へのアドバイス
- (4) 外部資金調達の支援
- (5) その他必要と認められる支援

2 プロジェクト支援案件に対する支援内容については、県、支援事業委託業務受託者等及び支援企業で協議のうえ、決定する。

(支援期間)

第5条 プロジェクト支援案件における支援期間は、原則として「プロジェクト支援決定通知書」の通知日から起算して3年を経過した日（以下、「通知日」という。）又は事業化（開

発中、改良中の製品又はサービスの販売（テスト販売を含む）開始等をいう。）を達成した日のうちいずれか早い日までとする。

ただし、事業化を達成した場合でも、通知日から起算して3年を経過していない場合は支援期間の延長を求めることができる。この場合、支援期間は最長で通知日から起算して3年を経過した日までとする。

いずれの場合においても、支援期間は令和10年3月31日までとする。

- 2 プロジェクト支援企業は、本制度における支援期間の延長を求める場合は、様式4「プロジェクト支援制度に係る支援期間延長承認申請書」を、支援の完了又は中止を求める場合は、様式5「プロジェクト支援制度に係る支援完了（中止）承認申請書」を県に提出する。
- 3 県は、前項の規定により、様式4「プロジェクト支援制度に係る支援期間延長承認申請書」又は様式5「プロジェクト支援制度に係る支援完了（中止）承認申請書」の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、様式6「プロジェクト支援制度に係る支援の期間延長（完了・中止）承認（不承認）通知書」をプロジェクト支援企業に通知する。

（変更）

第6条 プロジェクト支援企業の名称、所在地（本社及び県内の拠点）、代表者等、企業の主要な情報に変更があった場合は、様式7「変更届」を県に提出する。

（プロジェクト支援案件の公表）

第7条 県は、プロジェクト支援案件について高知県産業振興推進部産業イノベーション課のホームページにて公表する。

（守秘義務）

第8条 県または支援事業委託業務受託者等は、企業から支援制度の利用を目的として提供された情報について、情報を提供した企業の事前の了解なく第三者に開示し、又は漏洩しない。

（進捗状況の報告）

第9条 県は、プロジェクト支援企業に対して、プロジェクト支援案件の進捗状況について、高知県ヘルスケアイノベーション推進協議会等での報告を求めることができる。

（事業成果の報告）

第10条 知事は、プロジェクト支援事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降の5年間、プロジェクト支援企業に対し、事業の成果に関する報告を求め、必要な調査を行い、プロジェクト支援企業に発表させることができる。

(留意事項)

第 11 条 本制度の運用にあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 県は、プロジェクト支援企業が法令若しくはこの要領の規定に違反した場合又は県の信用を著しく失墜する行為を行った場合、プロジェクト支援案件の決定を取り消すことができる。

(2) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係を有する企業は本制度を利用できない。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 4 月 30 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 6 月 27 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 7 月 8 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 10 月 18 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 3 月 7 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年7月16日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。